

# 内灘町 DX 推進計画

令和 4 年（2022 年）3 月

内灘町

# 目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. はじめに.....              | 2  |
| 2. DX 推進計画の概要.....        | 3  |
| 2.1. 計画策定の背景と目的.....      | 3  |
| 2.2. 計画策定の位置づけ.....       | 4  |
| 2.3. 計画の対象期間.....         | 5  |
| 3. 推進体制.....              | 6  |
| 3.1. 推進体制の構築.....         | 6  |
| 3.2. DX 人材育成.....         | 8  |
| 4. 本町における DX 推進の基本方針..... | 10 |
| 4.1. 本町を取り巻く現状と課題.....    | 10 |
| 4.2. 基本理念.....            | 11 |
| 4.3. 基本方針と目指す姿.....       | 12 |
| 4.4. 取組項目と取組の方向性.....     | 13 |
| 5. 個別実行計画.....            | 15 |
| 5.1. 重点取組事項.....          | 15 |
| 5.2. その他取組事項.....         | 23 |
| 6. 全体ロードマップ.....          | 28 |

# 1. はじめに

近年の ICT（情報通信技術）の進歩は、スマートフォンの普及とともに急速に進展しており、あらゆる場面でデジタル技術が必要不可欠なものとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、行政分野でのデジタル化・オンライン化の必要性が高まったことを踏まえ、国は、令和 2 年 12 月に「自治体 DX 推進計画」を策定、令和 3 年 7 月には「自治体 DX 推進手順書」を作成し、自治体にも、デジタル技術を活用した住民サービスの向上や、業務の効率化、データ活用による新たな価値の創造を推進するよう求めています。

本町においても、少子化に伴う人口減少への対応や地域社会の活性化など、地方創生の実現に向けた取り組みを更に加速させるため、AI や RPA 等の新しい技術を積極的に取り入れながら、DX を推進していくため、その指針となる「内灘町 DX 推進計画」を策定しました。

今後、本計画に基づき、本町の自治体 DX に向けた取り組みを着実に推進してまいります。



令和 4 年 3 月  
内灘町長 川口 克則

## DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは

「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること」

単なるデジタル化ではなく、デジタル化を手段として住民目線で、  
制度や組織の在り方を変革していくこと

図 1-1 デジタル・トランスフォーメーションとは

## 2. DX 推進計画の概要

### 2.1. 計画策定の背景と目的

令和 2 年 12 月、国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要とされています。

また、あわせて決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、新たな価値を創出する DX を実現し、利用者目線での改革を進めていくことが求められています。つまり、DX においては、単に新たな技術を導入するのではなく、デジタル技術やデータを活用して、個別の業務プロセスのうちの一部のデジタル化に止まることなく、利用者目線で、業務の効率化・改善策を行うとともに、行政サービスに係る住民の利便性の向上につなげていくことが求められています。

さらに、国は令和 2 年 12 月に「自治体 DX 推進計画」を策定し、自治体にも、デジタル技術を活用した住民の利便性向上や、業務効率化、データ活用による新たな価値創造を推進するよう求めるとともに、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が具体化され、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化などの重点取組事項を自治体 DX の具体的方策として掲げています。

加えて、令和 3 年 7 月には「自治体 DX 推進手順書」を作成し、自治体に対し重点取組事項等に係る作業手順を示すとともに、各自治体における全庁的な組織体制の整備、職員の育成、外部専門人材の確保など推進体制を構築し、着実に DX に取り組むことを求めています。

これら国の基本理念・方針を踏まえ、本町における自治体 DX を推進していくことを目的として、「内灘町 DX 推進計画」を策定します。行政サービスの利便性向上に留まらず、より幅広い地域 DX の推進、住民目線での地域課題解決を図る未来社会の実現に向け、具体的な取り組みを定め、「行政の DX」、「住民サービスの DX」、「地域の DX」に向けた取り組みを加速させ、着実に推進していくこととします。

## 2.2. 計画策定の位置づけ

本町では「第五次内灘町総合計画」（平成 28 年 3 月策定）において、行政運営の効率化に向けて、「電子自治体化（情報化）」を推進することとしています。このため、「内灘町 DX 推進計画」では、国の「自治体 DX 推進計画」と整合を取りながら、その具体的な施策を定め、本町の DX をより一層推進するための計画として位置付けます。また、本計画の策定に際し、本町を取り巻く社会構造の変化に伴う地域課題に対応するため、「内灘町人口ビジョン」、「内灘町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に挙げられる課題や施策も踏まえ、本計画に反映していきます。

また、本計画において取り組む事項は、平成 28 年 12 月に施行された「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」に規定する官民データ活用の推進に関する施策でもあることから、本計画を「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けることとし、国の「官民データ活用推進基本計画」ならびに「石川県官民データ活用推進計画」も踏まえ、取り組むこととします。

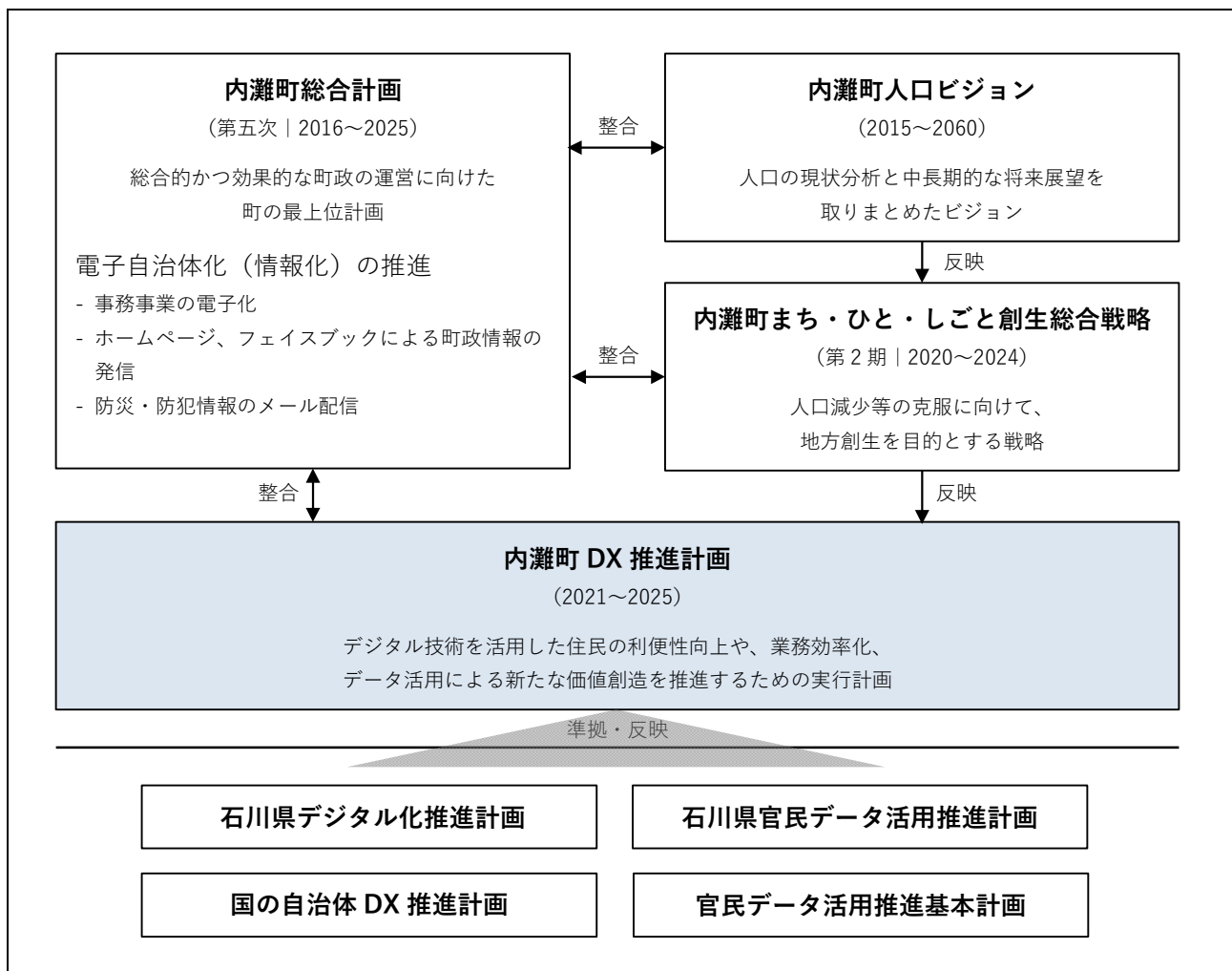


図 2-1 本町の他の計画等との関係

## 2.3. 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、本計画において取り組む事項については、個別実行計画において具体的な取組内容やスケジュールを定め進捗管理を行うこととし、計画対象期間中も国の動向や本町の課題、進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施し、計画の実効性を確保していきます。

# 3. 推進体制

## 3.1. 推進体制の構築

本町における DX を推進するため、令和 3 年 10 月、各分野の有識者等により、それぞれの立場から意見聴取することを目的とする「内灘町 DX 推進委員会」を設置しました。

また、全庁一体となって横断的に行政の DX を推進するため、令和 4 年 1 月に、町長を本部長とする「内灘町 DX 推進本部」を設置しました。今後、その下部組織として、各課の課長補佐級職員を中心としたワーキンググループを設置し、関係部署が連携して、課題の解決を図ります。

さらに、最高情報責任者（CIO：Chief Information Officer）、CIO 補佐官を配置するとともに、DX 推進の司令塔として、令和 4 年 4 月に「デジタル推進室」を新設し、力強く DX を推進します。

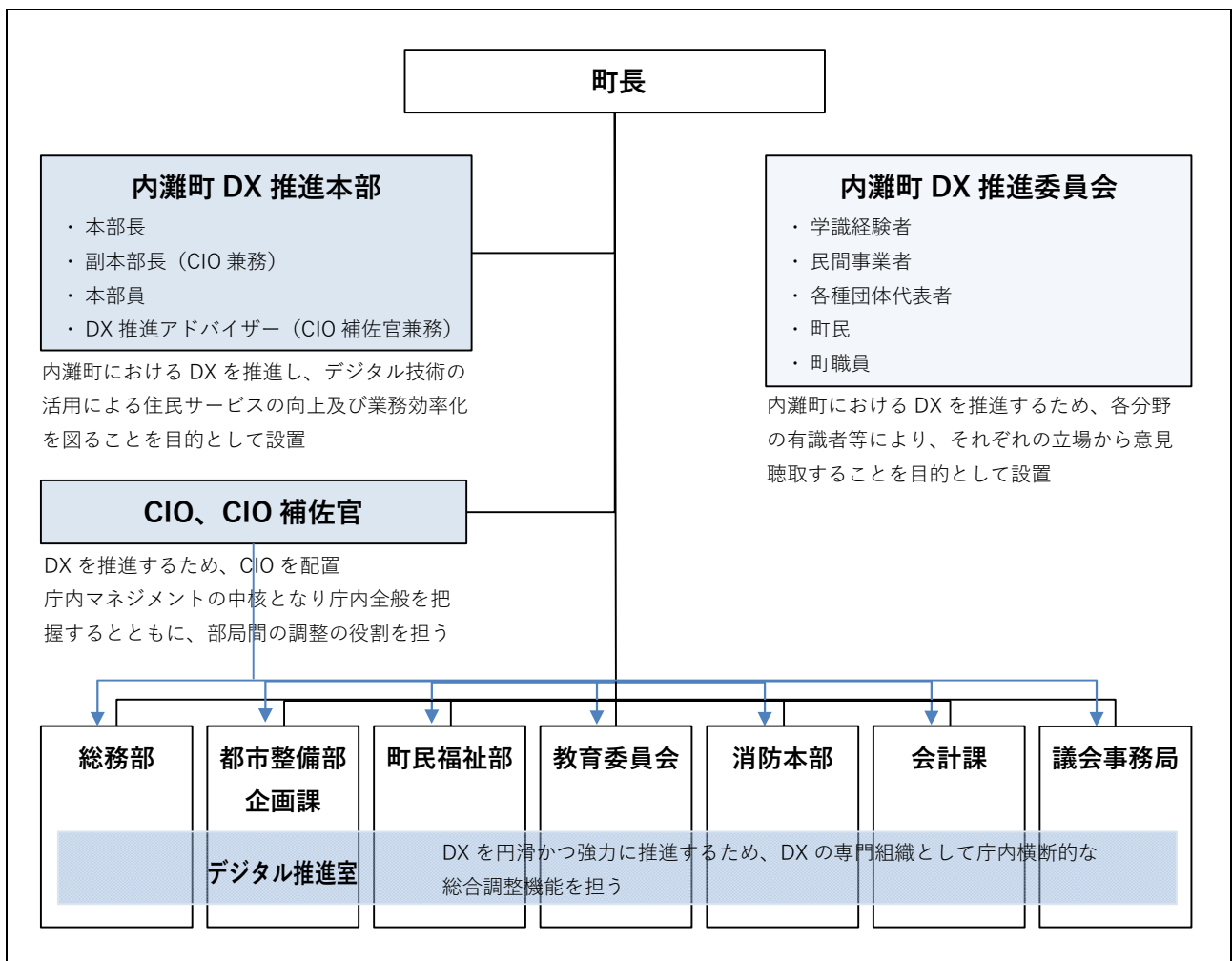


図 3-1 推進体制

## (1) 内灘町 DX 推進本部

町長を本部長とする「内灘町 DX 推進本部」を設置し、全庁的に DX を推進します。副本部長（CIO 兼務）<sup>※1</sup>、本部員<sup>※2</sup>、DX 推進アドバイザー（CIO 補佐官兼務）<sup>※3</sup>により構成し、以下を所掌します。

- DX 推進に係る基本的な方針に関すること
- DX 推進に係る重要事項に関すること
- その他、行政及び地域の DX 推進に必要と認められる事項に関すること

※1 副本部長は、副町長。ただし、副町長が不在のときは、本部の庶務を処理する課（企画課）を担任する部長がその職務を代理する。

※2 本部員は、教育長及び部長職

※3 DX 推進アドバイザーは、DX の推進に必要となる高度な専門的知見を有する有識者で、本部長が指名する者

## (2) CIO（最高情報責任者）及び DX 推進アドバイザー

本町における DX・デジタル変革を推進するため、CIO を配置します。CIO は、庁内マネジメントの中核となり、庁内全般を把握するとともに、部局間の調整の役割を担います。また、DX 推進アドバイザーは、CIO 補佐官として CIO のマネジメントを専門的知見から補佐する役割を担うことから、外部専門人材を活用します。

- 庁内マネジメントの中核となり、庁内全般を把握
- 部局間の調整
- DX 推進アドバイザー（CIO 補佐官）は専門的知見から CIO を補佐

## (3) 内灘町 DX 推進委員会

委員会においては、以下の事項について意見聴取を行います。

- 内灘町 DX 推進計画の策定及び推進に関すること
- 内閣府が公募するスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関すること
- その他、町長が必要と認める事項に関すること

## (4) デジタル推進室

DX を円滑かつ強力に推進するため、DX の専門組織として都市整備部企画課内にデジタル推進室を設置します。庁内横断的な総合調整機能を担います。

- 積極的にデジタル技術やデータを活用して行政の DX を推進する司令塔
- 企画立案や部門間の総合調整、全体方針の策定
- DX 推進計画における個々の取り組みの進捗管理



## 3.2. DX 人材育成

### (1) 人材育成方針

本町における DX を推進していくため、デジタル人材の確保・育成が求められます。各部門の役割に見合ったデジタル人材を適切に配置し、各部門の DX を推進できるよう、職員一人ひとりの情報リテラシーを高めるとともに、専門人材の育成に取り組みます。

また、早期の体制強化に向けて、デジタル技術等の知識・技能・経験等を有する職務経験者の採用等により、デジタル人材の確保を図ります。十分な能力・スキル・経験を有する職員を確保・配置することが困難な場合には、必要に応じて、外部人材の活用や民間事業者への業務委託なども検討し、人材交流を通じた DX 人材育成の土壌形成・意識醸成を図っていくこととします。

### (2) 人材育成手法

DX 人材育成に向けて、以下の各種研修やスキルアップ支援を実施します。全庁一体となって DX に取り組める土壌をつくり、新たな価値創造ならびに業務改善の実効性を高めます。

表 3-2 研修及びスキルアップ支援策

| 研修名・施策名                    | 目的・概要等   |
|----------------------------|--|
| 管理職員向け研修会                  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 管理職員を対象に、DX の推進に必要な知識（業務改善や DX の必要性、人材の育成や組織風土づくり、事例など）の習得を目的とする研修会を企画・開催する。</li></ul>   |
| DX 実務担当者向け研修会<br>及びワークショップ | <ul style="list-style-type: none"><li>● 業務改善や DX を実際に推進していく立場にある各課の実務担当者を対象に、DX の推進に必要な知識や手法（業務改善や DX の必要性、推進手法や実例、技術的知識など）の習得を目的とする研修会やワークショップを企画・開催する。</li><li>● ワークショップでは、受講者自身の実際の業務課題を扱うことで、手法の定着を図ることを目標とする。</li></ul> |
| 一般職員向け DX 研修会              | <ul style="list-style-type: none"><li>● 一般職員に対して、デジタル化に関する知識・技能の底上げを目的に、自治大学校や地方公共団体情報システム機構(J-LIS)等が提供するコンテンツを積極的に活用し、スキル習得を図る。</li></ul>   |

| 研修名・施策名         | 目的・概要等  |
|-----------------|---|
| 全職員向け BPR 研修会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全職員を対象に、BPR（業務改革）の意識醸成ならびに取り組みの実践・徹底・定着に向けた研修会を企画・開催する。</li> <li>● 具体的事例の共有とあわせ、ワークショップを取り入れることで、各部署での実践と継続的な取り組み化を目指す。</li> </ul> |
| デジタル専門人材育成プログラム | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門的かつ高度なデジタル技術等の知識や技能を有するデジタル人材の育成に向け、民間人材交流等も含め専門的な研修を実施する。</li> </ul>  |
| 資格取得支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● （一財）石川縣市町村職員等ライフプラン協会の自己啓発奨励費助成金を活用し、資格取得を促進する。</li> </ul>   |

## 4. 本町における DX 推進の基本方針

### 4.1. 本町を取り巻く現状と課題

急速に少子高齢化が進む中、本町においても 2015 年国勢調査以降、総人口は減少に転じ、2020 年までの 5 年間で約 400 人減少しています。また、年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向が続いており、生産年齢人口も 1995 年をピークに減少傾向が続いています。

こうした中、「自治体戦略 2040 構想研究会 第二次報告」（総務省）では、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃を見据えた自治体行政の課題として、「スマート自治体への転換」の必要性が示されています。

官民を問わず深刻な若年労働力人口の不足が見込まれ、自治体においても経営資源が制約される一方、住民生活におけるニーズは多様化しており、現在の半分の職員数で様々なサービスを維持・提供していくことが求められています。限られた人員体制が想定される状況のもと、多様化する行政ニーズに対応し、住民サービスの維持・向上を図るためには、デジタル技術を活用し、より一層、労働生産性を向上させる必要があります。

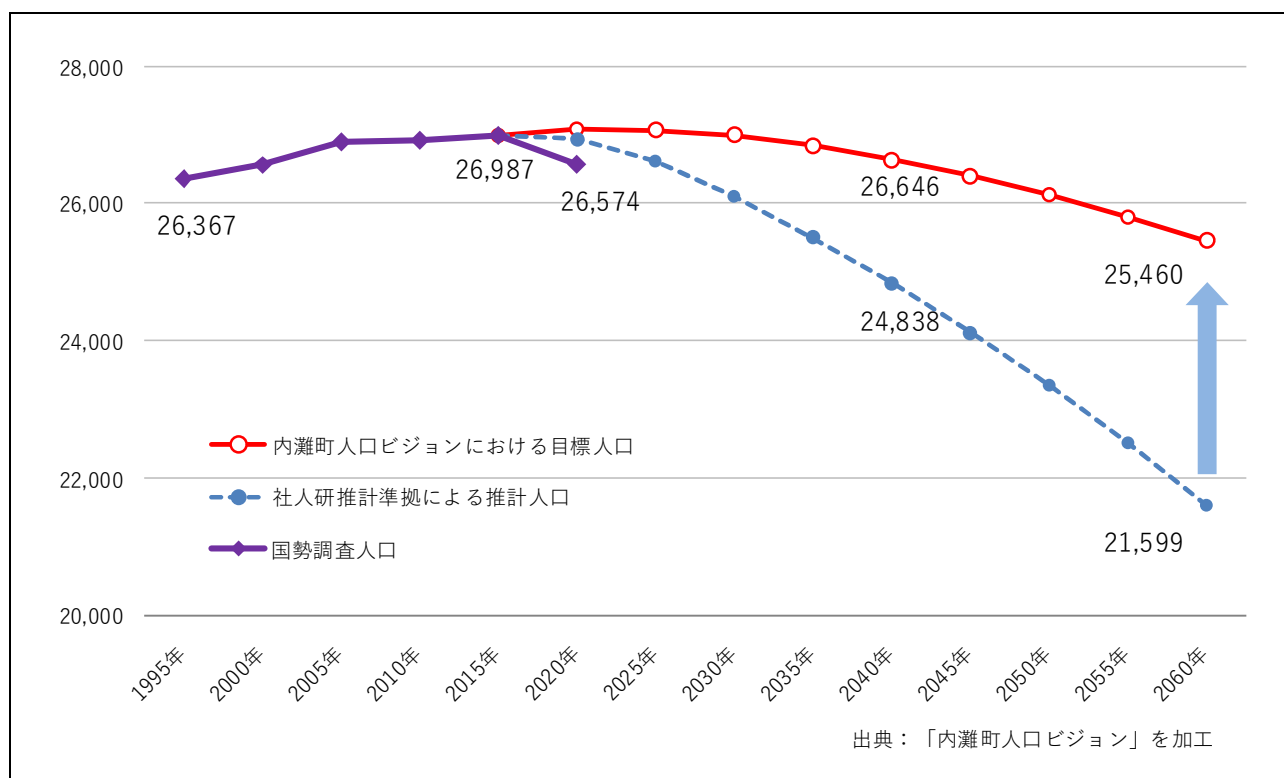


図 4-1 人口推移及び人口推計

## 4.2. 基本理念

本取り組みの基本理念として、「DXによる持続可能なリビングタウンの実現」を掲げます。金沢市近郊住宅都市であることや大学病院を擁し充実した福祉・医療が整う本町の地域特性・強みを活かし、各世代のニーズに対応したサービスにより、ずっと住み続けられる「安心・安全な暮らしによる健康のまち」を目指します。

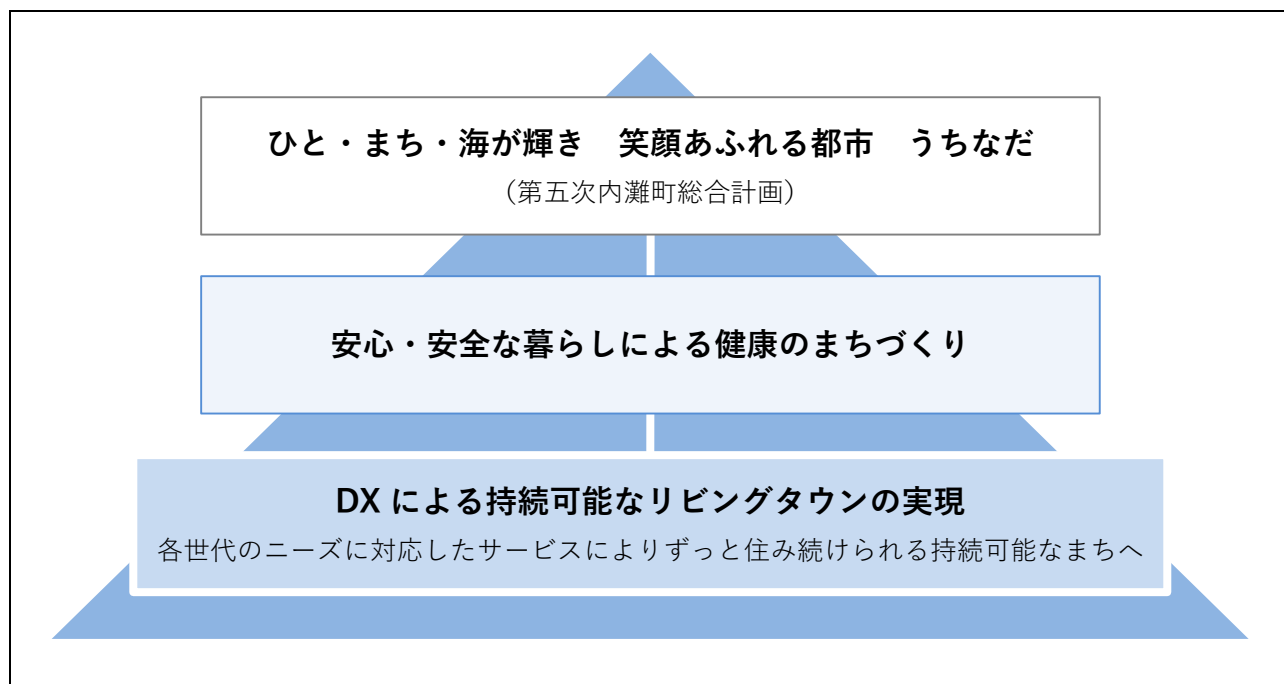


図 4-2 取り組みの基本理念

### 4.3. 基本方針と目指す姿

本町の現状と課題を踏まえ、住民サービスの維持・向上、そして「内灘町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実現するため、以下の3つのDXを展開します。

デジタル技術を活用した自治体業務の効率化・省力化など「行政」のDXから、住民の利便性向上を図る「住民サービス」のDX、さらには、暮らしを支える様々な領域において先端的サービスを導入することで地域課題を解決する「地域」のDXへの展開を図ります。

表 4-3 基本方針

|             |  |
|-------------|--|
| 「行政」のDX     | <ul style="list-style-type: none"><li>● 内部事務にAIやRPAを取り入れ、事務の効率化を図るとともに、よりきめ細やかな対応が求められる業務や、クリエイティブな業務にマンパワーを注ぐ。</li></ul>                                      |
| 「住民サービス」のDX | <ul style="list-style-type: none"><li>● マイナンバーカードの普及に努め、自宅にしながら行政手続きが行える環境を構築する。</li><li>● 住民の健康寿命の延伸に向け、マイナンバーカードを活用した健康管理など、新たなサービスを検討する。</li></ul>          |
| 「地域」のDX     | <ul style="list-style-type: none"><li>● 住民の安心・安全の向上に向け、防災・減災や、事故・犯罪の抑制などにつながるようなデジタル技術の導入を検討する。</li><li>● 暮らしを支える様々な領域において先端的サービスを導入することで住民の課題解決を図る。</li></ul> |

## 4.4. 取組項目と取組の方向性

「自治体 DX 推進計画」を踏まえ、重点的に取り組む事項として以下を設定し、各取組項目について、取り組み内容・成果目標等を実行計画として定め、計画に基づき具体的取り組みを推進します。

表 4-4 重点的に取り組む取組事項

| 重点取組事項  |         |
|---|---------|
| <b>● 自治体の情報システムの標準化・共通化</b>   | 5.1 (1) |
| 目標時期を令和 7 年度とし、「ガバメントクラウド」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。                  |         |
| <b>● マイナンバーカードの普及促進</b>   | 5.1 (2) |
| 令和 4 年度末までに、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、本町における交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実させる。           |         |
| <b>● 自治体の行政手続きのオンライン化</b>   | 5.1 (3) |
| 令和 4 年度末を目指して、主に住民がマイナンバーを用いて申請を行うことが想定される手続きについて、マイナポータルによるオンライン手続きを可能にする。                   |         |
| <b>● 自治体の AI・RPA の利用推進</b>  | 5.1 (4) |
| AI・RPA 導入ガイドブックを参考に、AI や RPA の導入・活用を推進する。   |         |
| <b>● テレワークの推進</b>   | 5.1 (5) |
| テレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」等を参考に、テレワーク導入・活用を推進する。 |         |
| <b>● セキュリティ対策の徹底</b>  | 5.1 (6) |
| 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底する。                    |         |

| 自治体 DX の取り組みとあわせて取り組む事項  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>地域社会のデジタル化</b> 5.2 (1)<br/>デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。</li> </ul>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>デジタルデバйд対策</b> 5.2 (2)<br/>行政手続きのオンライン化等の推進とあわせ、「誰一人取り残さない」DX 社会を実現するため、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施する。</li> </ul>   |  |
| その他取組事項  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>BPR（業務改革）の取り組みの徹底</b> 5.2 (3)<br/>自治体における書面・押印・対面規制の見直しに向け、国の法令等に基づいて実施する手続きについて、各省庁から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応するとともに、本町独自の手続きについても見直しに積極的に取り組む。</li> </ul> |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>オープンデータの推進</b> 5.2 (4)<br/>官民データ利活用基本法を踏まえ、行政保有データのオープンデータ化を積極的に進める。</li> </ul>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>住民参画型課題解決の枠組みの構築や地域課題の解決に資する先端的サービスの検討・導入</b> 5.2 (5)<br/>自治体 DX による行政サービスの利便性向上に留まらず、より幅広い地域の DX 推進、住民目線での地域課題の解決を図る未来社会の実現にチャレンジする。</li> </ul>           |  |

## 5. 個別実行計画

### 5.1. 重点取組事項

#### (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

| 国が示す方針・概要   | 国の動向   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目標時期を令和 7 年度とし、「ガバメントクラウド」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系 17 業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和 3 年 5 月に、国が定める統一的な基準に適合した情報システムの利用を自治体に義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立</li> <li>○ 対象業務の約半数については既に標準仕様書が提示されており、残りの半数は令和 4 年夏までに策定される予定</li> </ul> |
| <b>本町の現状や課題</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行システム借上業務の契約終了時期が令和 5 年 9 月に到来</li> <li>○ ガバメントクラウドの仕様等に係る情報を収集中</li> <li>○ 次期システムへの移行方法について、現行ベンダーと協議中</li> </ul>  |  |
| <b>取組の方向性・内容</b>  |  |
| <p>本町で対象となる基幹系 15 業務システムについて、現時点においては、「ベンダーを切り替えず現行システムを標準化に適合するパッケージへバージョンアップするパターン」により対応する方針</p> <p>システムの標準化・共通化の方針を踏まえた次期システムの調達に向けて、各業務主幹課と連携し以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次期システムへの移行（バージョンアップ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行システムの概要調査、標準システムとの比較分析</li> <li>・ 移行計画作成、移行</li> </ul> </li> <li>○ 関連システムに係る検討</li> <li>○ ガバメントクラウドへの移行に係る検討</li> </ul> |  |
| <b>成果目標・スケジュール</b>  |  |
| <p>令和 4 年度：移行計画の策定、関連システムに係る検討、予算要求</p> <p>令和 5 年度：現行ベンダーとの現状分析・運用検討、業務プロセスの見直し<br/> 現行システム借上業務の契約延長（令和 7 年度まで）</p> <p>令和 6 年度～令和 7 年度：システム構築（標準準拠システムへの移行）</p> <p>令和 8 年度：標準システムの運用開始</p>  |  |



表 5-1 標準化対象業務

| No. | 標準化対象業務  | 業務システム名           |
|-----|----------|-------------------|
| 1   | 住民記録     | 住民記録システム          |
| 2   | 固定資産税    | 固定資産税システム         |
| 3   | 個人住民税    | 個人住民税システム         |
| 4   | 法人住民税    | 法人住民税システム         |
| 5   | 軽自動車税    | 軽自動車税システム         |
| 6   | 介護保険     | 介護保険システム          |
| 7   | 就学       | 学校教育システム          |
| 8   | 障害者福祉    | 障害者福祉システム         |
| 9   | 選挙人名簿    | 選挙システム            |
| 10  | 国民年金     | 国民年金／福祉年金システム     |
| 11  | 国民健康保険   | 国民健康保険（資格・賦課）システム |
| 12  | 後期高齢者医療  | 後期高齢者医療システム       |
| 13  | 生活保護 ※   | —                 |
| 14  | 健康管理     | 健康管理システム          |
| 15  | 児童手当     | 児童手当システム          |
| 16  | 児童扶養手当 ※ | —                 |
| 17  | 子ども子育て支援 | 子育て支援システム         |

※13 及び 16 は、町村においては県が実施主体となるためシステム未導入

## (2) マイナンバーカードの普及促進

| 国が示す方針・概要  | 国の動向   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度末までに、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、市町村の交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実させる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「自治体 DX 推進計画」において、マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものと位置付けている</li> <li>○ マイナンバーカード普及施策として、マイナポイントを付与</li> <li>○ 健康保険証としての利用や運転免許証との一体化、スマートフォン搭載するなど、マイナンバーカードの利活用を検討</li> </ul> |
| <b>本町の現状や課題</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状のマイナンバーカード交付状況（令和3年12月末時点）<br/>人口：26,411人、交付枚数：10,881枚、交付枚数率：41.2%（全国平均41.0%）</li> <li>○ マイナンバーカードの申請及び交付に係る事務補助員を配置</li> <li>○ 現時点においてマイナンバーカードによる利活用サービスが少なく、利便性向上のメリットを十分に訴求できていない状況</li> </ul>  |  |
| <b>取組の方向性・内容</b>   |  |
| <p>これまでの取り組みの成果を踏まえ、施策を継続するとともに、他自治体事例等も参考にマイナンバーカード交付事務費補助金を活用した新たな取り組みを検討・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状取得状況の分析と対策・施策検討</li> <li>○ マイナンバーカードを申請していない住民（75歳未満）にQRコード付申請書を発送</li> <li>○ マイナンバーカードを申請された方を対象としたマイナポイント付与事業</li> <li>○ 顔写真の無料撮影、申請サポート、平日18時まで延長窓口、月複数回の土曜日・日曜日午前中の臨時窓口や出張申請窓口の開設、事務補助員の継続配置など</li> <li>○ 利活用サービスの拡充に向けたワークショップ、アイデアソン※の開催<br/>※「アイデア」と「マラソン」を組み合わせた造語で、新しいアイデアを生み出すために行うイベントのこと</li> </ul> |  |
| <b>成果目標・スケジュール</b>   |  |
| <p>令和3年度：55%<br/>マイナンバーカード交付事務費補助金を活用し、上記施策実施</p> <p>令和4年度：ほぼ100%<br/>上記施策を継続するとともに、国の施策等を踏まえ、新たな施策を検討、追加実施</p> <p>令和5年度：以降継続</p>  |  |

### (3) 自治体の行政手続きのオンライン化

| 国が示す方針・概要   | 国の動向   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度末を目指して、主に住民がマイナンバーを用いて申請を行うことが想定される手続き（31 手続）について、マイナポータルによるオンライン手続きを可能にする。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ デジタル手続法（令和元年 12 月施行）行政手続きについてオンライン実施を原則化</li> <li>○ 自治体 DX 推進計画（令和 2 年 12 月）重点取組事項の一つとして、自治体の行政手続きのオンライン化が掲げられており、令和 4 年度末までの対応を求められている。</li> </ul> |
| <b>本町の現状や課題</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近隣自治体が電子申請サービスや電子収納サービスを導入する中、電子申請サービス未導入の状況</li> </ul>  |  |
| <b>取組の方向性・内容</b>  |  |
| <p>市町村対象手続き（31 手続のうち 27 手続）について、「ぴったりサービスのみの利用」と「ぴったりサービスと、ぴったりサービス申請 API を活用した民間電子申請サービスとの併用」について、比較検討の上、方式を決定し、導入する。</p> <p>マイナンバーカードの普及に努め、自宅にいながら行政手続きが行える環境を整備し、住民サービスの向上に努める。また、あわせて、パソコンやスマートフォン等からのインターネット利用が困難な住民が困らないよう、役場窓口等の身近な場所に行政手続や相談を行うことができるタブレット等を配置し、入力補助・支援にも努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村対象手続きの子育て関係・介護関係 26 手続でのオンライン手続きの開始</li> <li>○ 罹災証明発行手続きは、今後、内閣府から示される情報を踏まえ、適切な方法を検討</li> <li>○ 他自治体事例も参考に、電子申請利用手続きを拡大</li> <li>○ キャッシュレス化への対応（クレジットカードや QR コード等による電子決済）</li> <li>○ デジタルデバインド対策の検討、実施</li> </ul> |  |
| <b>成果目標・スケジュール</b>  |  |
| <p>令和 3 年度：導入方式の検討、決定</p> <p>令和 4 年度：電子申請サービスの導入</p> <p style="padding-left: 40px;">市町村対象手続き（27 手続）のオンライン化を順次開始</p> <p style="padding-left: 40px;">キャッシュレス化対応</p> <p style="padding-left: 40px;">利用促進に向け周知・広報</p> <p>令和 5 年度：デジタルデバインド対策の検討、実施</p> <p>令和 6 年度：以降継続</p>  |  |

表 5-2 オンライン化対象手続き

| No. | 分類                | 手続き名                        | 備考       |
|-----|-------------------|-----------------------------|----------|
| 1   | 子育て関係<br>(15 手続)  | 児童手当等の受給資格及び児童手当額についての認定請求  | 市町村対象手続  |
| 2   |                   | 児童手当等の額の改定の請求及び届出           |          |
| 3   |                   | 氏名変更/住所変更の届出                |          |
| 4   |                   | 受給事由消滅の届出                   |          |
| 5   |                   | 未支払児童手当等の請求                 |          |
| 6   |                   | 児童手当等に係る寄附の申出               |          |
| 7   |                   | 児童手当に係る寄附変更等の申出             |          |
| 8   |                   | 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出    |          |
| 9   |                   | 受給資格者の申出による学校給食等の徴収等の変更等の申出 |          |
| 10  |                   | 児童手当等の現況届                   |          |
| 11  |                   | 支給認定の申請                     |          |
| 12  |                   | 保育施設等の利用申込                  |          |
| 13  |                   | 保育施設等の現況届                   |          |
| 14  |                   | 児童扶養手当の現況届の事前送信             |          |
| 15  |                   | 妊娠の届出                       |          |
| 16  | 介護関係<br>(11 手続)   | 要介護・要支援認定の申請                | 市町村対象手続  |
| 17  |                   | 要介護・要支援更新認定の申請              |          |
| 18  |                   | 要介護・要支援状態区分変更認定の申請          |          |
| 19  |                   | 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出   |          |
| 20  |                   | 介護保険負担割合証の再交付申請             |          |
| 21  |                   | 被保険者証の再交付申請                 |          |
| 22  |                   | 高額介護（予防）サービス費の支給申請          |          |
| 23  |                   | 介護保険負担限度額認定申請               |          |
| 24  |                   | 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請      |          |
| 25  |                   | 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請        |          |
| 26  |                   | 住所移転後の要介護・要支援認定申請           |          |
| 27  | 被災者支援関係<br>(1 手続) | 罹災証明書の発行申請                  | 市町村対象手続  |
| 28  | 自動車保有関係<br>(4 手続) | 自動車税環境性能割の申告納付              | 都道府県対象手続 |
| 29  |                   | 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告      |          |
| 30  |                   | 自動車税住所変更届                   |          |
| 31  |                   | 自動車の保管場所証明の申請               |          |

#### (4) 自治体の AI・RPA の利用推進

| 国が示す方針・概要   | 国の動向  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ AI・RPA 導入ガイドブックを参考に、AI や RPA の導入・活用を推進する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体 DX 推進計画（令和 2 年 12 月）重点取組事項の一つとして、AI・RPA の利用推進が掲げられている。</li> <li>○ 「自治体行政スマートプロジェクト」等の補助事業や「自治体における RPA 導入ガイドブック」（令和 3 年 1 月、総務省）等により、自治体を支援</li> </ul> |
| <b>本町の現状や課題</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和 3 年 10 月に、各課職員を集め RPA 勉強会を実施</li> <li>○ RPA 導入候補業務の検討を行い、1 業務において試行導入を実施</li> </ul>   |   |
| <b>取組の方向性・内容</b>  |   |
| <p>内部事務に AI や RPA を取り入れ、事務の効率化を図り、職員の業務負荷の軽減、働き方改革を推進するとともに、業務プロセス等の見直しもあわせて実施し、よりきめ細やかな対応が求められる住民サービス業務や、クリエイティブな業務に注力できる環境を創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員向け研修会等の実施による業務改善意識を醸成</li> <li>○ RPA や AI-OCR の試行導入、効果検証</li> <li>○ 他自治体事例等を参考に、RPA や AI-OCR の適用業務を全庁に拡大</li> <li>○ 各担当に RPA 等の利用推進リーダーを育成（RPA シナリオ作成スキルの習得）</li> <li>○ その他、AI 等活用ツールの導入による更なる事務の効率化の検討、導入</li> </ul> |   |
| <b>成果目標・スケジュール</b>  |   |
| <p>令和 3 年度：税務課 1 業務での RPA・AI-OCR の試行導入、効果検証実施<br/>         令和 4 年度：RPA・AI-OCR の適用業務拡大（累計 2 業務以上）と有識者育成<br/>                           AI チャットボット等の導入<br/>         令和 5 年度：RPA・AI-OCR の適用業務拡大（累計 4 業務以上）と有識者育成<br/>         令和 6 年度：以降継続</p>   |   |

## (5) テレワークの推進

| 国が示す方針・概要   | 国の動向   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ テレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」等を参考に、テレワーク導入・活用を推進する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ セキュリティを確保したテレワーク導入に資するよう「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定（令和2年12月）</li> <li>○ 自治体におけるテレワーク導入・活用の参考となるよう「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」を作成（令和3年4月）</li> </ul> |
| <b>本町の現状や課題</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ セキュリティ面から現時点ではテレワーク未導入の状況</li> </ul>   |  |
| <b>取組の方向性・内容</b>  |  |
| <p>育児や介護など時間的制約を抱える職員を含め、職員一人ひとりが多様な働き方を実現できる「働き方改革」の一環として取り組みを推進し、結果として業務効率化が図られることによる行政サービスの向上、感染症対策や災害時における行政機能の維持に資する仕組みを目指す。</p> <p>テレワークの導入に際して、まずは本町におけるテレワーク推進の意義・必要性を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討体制の構築</li> <li>○ 実態把握・課題整理、導入目的・狙いの明確化</li> <li>○ 環境整備（ハード面・ソフト面） <ul style="list-style-type: none"> <li>リモートアクセス、Web会議、チャットツール等の検討、導入</li> </ul> </li> <li>○ 試行と検証、本格導入へ</li> </ul> |  |
| <b>成果目標・スケジュール</b>  |  |
| <p>令和3年度：他自治体等の事例収集</p> <p>令和4年度：検討体制の構築、課題整理、環境検討、無償トライアルの利用</p> <p>令和5年度：テレワーク環境の試行導入・検証、関連規定等の見直し</p> <p>令和6年度：テレワーク環境の整備、本導入</p> <p>令和7年度：以降継続</p>  |  |

## (6) セキュリティ対策の徹底

| 国が示す方針・概要   | 国の動向  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底する。</li> <li>○ 自治体情報セキュリティクラウドについて、都道府県主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベルを満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を行う。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」改定（令和2年12月）<br/>自治体の効率性・利便性の向上とセキュリティの確保の両立</li> <li>○ 個人情報保護法の改正（令和4年4月施行）<br/>自治体ごとに条例で規定していた個人情報の取り扱いを全国統一的なルールへ変更。今後、具体的な制度運営に関するガイドラインが策定される予定</li> </ul> |
| 本町の現状や課題  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省ガイドラインに基づき、業務システムを基幹系、LGWAN 接続系、インターネット接続系の三層分離を実施済み。基幹系システムは他のシステムとは物理的に分離し、二要素認証を導入済み。LGWAN 接続系は画面転送システムやメール無害化システムを導入</li> <li>○ 令和3年度末までに石川県内全自治体が共同利用する石川県情報セキュリティクラウドが次期サービスに移行し、セキュリティ対策を強化</li> <li>○ 高水準のセキュリティ対策の要求、監視対象の通信増加によるセキュリティ関連コストの上昇</li> </ul> |   |
| 取組の方向性・内容   |   |
| <p>国の動向等を踏まえ、効率性・利便性の向上と情報セキュリティ確保の両立に向け、本町の情報セキュリティの見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報セキュリティポリシーの改正</li> <li>○ 石川県情報セキュリティクラウドの内容に沿った技術的なセキュリティ対策の推進</li> <li>○ 外部セキュリティ監査実施の検討</li> </ul>   |   |
| 成果目標・スケジュール   |   |
| <p>令和3年度：次期石川県情報セキュリティクラウドへの移行対応<br/>情報セキュリティポリシーの改正</p> <p>令和4年度：外部セキュリティ監査実施の検討、結果反映<br/>必要に応じ、情報セキュリティポリシーの改正を検討、実施</p> <p>令和5年度：以降継続</p>  |   |

## 5.2. その他取組事項

### (1) 地域社会のデジタル化

| 国が示す方針・概要  | 国の動向・支援策等  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 光ファイバーの全国的な展開や 5G サービスの開始、ローカル 5G の導入等情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費」を計上し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進（総務省）</li> </ul> |
| <b>本町の現状や課題</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 町会等における情報伝達手段は紙媒体が中心となっている。</li> <li>◦ ホームページを有していない企業が見受けられる。</li> <li>◦ 内灘町産業支援センター「UMI+（ウミダス）」において Wi-Fi 完備のコワーキングスペースを整備</li> </ul>   |  |
| <b>取組の方向性・内容</b>   |  |
| <p>情報通信環境の進展やデジタル化によるメリットを享受できる地域社会に向け、他自治体の取り組みも参考に、地域社会のデジタル化の推進に向けた取り組みを実施する。また、デジタルデバインド対策の取り組みともあわせ、町全体がデジタル化のメリットを享受できるよう、住民や企業に対するサポート、地域振興のバックアップ施策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援</li> <li>◦ 地域におけるデジタル人材の育成・確保</li> <li>◦ デジタル技術を活用した安心・安全の確保（見守りの仕組みや住民への情報伝達アプリ等の導入）</li> <li>◦ デジタル技術を活用した行政情報提供の充実と町内会等地域コミュニティの形成・運営支援（地域コミュニティ電子回覧板サービス等の導入）</li> <li>◦ 中小企業の DX 支援（セミナー開催等）</li> <li>◦ 内灘町産業支援センター「UMI+（ウミダス）」の施設充実</li> <li>◦ 住民とのワークショップ等のイベントの企画開催</li> <li>◦ 地域におけるキャッシュレス化の推進、地域通貨の検討</li> </ul> |  |
| <b>成果目標・スケジュール</b>   |  |
| <p>令和 4 年度：他自治体等の事例収集、実施施策及び実施スケジュールの検討<br/>         令和 5 年度：有効な施策の順次実施<br/>         令和 6 年度：以降継続</p>  |  |



## (2) デジタルデバインド対策

| 国が示す方針・概要   | 国の動向・支援策等   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるようにするため、「デジタル活用支援員」の利用促進を行うとともに、NPO や地域おこし協力隊等の地域の幅広い関係者と連携し、支援員の枠組みも活用しつつ、講座の開催やアウトリーチ型の相談対応など地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者に対して、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に関する助言・相談等の対応を行う事業者に対して補助等を実施（総務省）</li> <li>○ 地方財政計画に新たな歳出項目として「地域デジタル社会推進費」を計上し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進（総務省）</li> </ul> |
| <b>本町の現状や課題</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者にもスマートフォン利用者が増える一方で、デジタル活用への不安や抵抗感が見受けられる。</li> </ul>   |   |
| <b>取組の方向性・内容</b>  |   |
| <p>行政手続きのオンライン化等の推進とあわせ、「誰一人取り残さない」DX 社会の実現に向け、国や県の動向、近隣自治体の取り組みも参考に、具体的施策を検討し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各世代向け対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども向け IT 教室</li> <li>・ 子育て世代向け IT 教室（電子申請サービス、親子プログラミング教室、その他）</li> <li>・ 高齢者向けスマートフォン教室（電子申請サービス、その他）</li> <li>・ 窓口での各種電子申請サービス利用支援（入力補助）</li> <li>・ 小中学生向けのデジタル教育やアイデアコンテストの検討</li> <li>・ テクノロジーの重要性等に関する学習の場の検討</li> </ul> </li> <li>○ 地域人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマートフォンやタブレットの設定や操作ができない高齢者をサポートするデジタル人材の育成</li> </ul> </li> </ul> |   |
| <b>成果目標・スケジュール</b>  |   |
| <p>令和 3 年度：他自治体等の事例収集、実施施策及び実施スケジュールの検討<br/> 令和 4 年度：高齢者向けスマートフォン教室の開催<br/> 令和 5 年度：その他有効な施策、必要な施策の順次実施<br/> 令和 6 年度：以降継続</p>   |   |

### (3) BPR（業務改革）の取り組みの徹底

| 国が示す方針・概要   | 国の動向・支援策等  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体における書面・押印・対面規制の見直しに向け、国の法令等に基づいて実施する手続について各省庁から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応する。</li> <li>○ 自治体が独自に実施する手続についても、内閣府規制改革推進会議が示した具体的基準等を参考として、国の取り組みに準じた対応を実施するなど、見直しに積極的に取り組む。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体 DX 推進計画（令和 2 年 12 月）BPR の取り組みの徹底が掲げられている。</li> <li>○ 地方自治体が押印の見直しを実施する際の考え方や基準を示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を作成（令和 2 年 12 月）</li> </ul> |
| <b>本町の現状や課題</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書面・押印・対面規制の見直しの一環として、行政手続きの押印見直しを実施</li> </ul>   |  |
| <b>取組の方向性・内容</b>  |  |
| <p>BPR の意識醸成を図り、各部署での実践と継続的な取り組み化を目指す。</p> <p>行政手続きのデジタル化やオンライン化、AI・RPA の活用推進とあわせ、新たな技術を最大限に活用し・効果を得るため、従来の業務フロー等に縛られることなく、積極的に BPR を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全職員向け BPR 研修会の実施<br/>全職員を対象に、職員自らが BPR を実践する意識の醸成を図るとともに、取り組みの実践・徹底・定着に向けた研修会を企画・開催する。<br/>具体的事例の共有とあわせ、ワークショップを取り入れることで、各部署での実践と継続的な取り組み化を目指す。</li> <li>○ 業務フローの見直し、標準化</li> </ul> |  |
| <b>成果目標・スケジュール</b>  |  |
| 令和 3 年度：行政手続きの押印見直しを実施  |  |
| 令和 4 年度：職員向け BPR 研修会の実施   |  |
| RPA・AI-OCR の導入を契機とした積極的な BPR の検討・実施   |  |
| 令和 5 年度：以降継続  |  |

#### (4) オープンデータの推進

| 国が示す方針・概要  | 国の動向・支援策等   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>官民データ活用基本法の趣旨、オープンデータ基本指針等を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出促進、地域課題の解決を図る。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体 DX 推進計画（令和 2 年 12 月）<br/>地方公共団体におけるオープンデータの推進、官民データ利活用推進計画の策定などが掲げられている。</li> <li>地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」の公表</li> </ul> |
| 本町の現状や課題   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>官民データ利活用推進計画は未策定<br/>本計画において取り組む事項は、「官民データ活用推進基本法（平成 28 年 12 月）」に規定する官民データ活用の推進に関する施策でもあることから、「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けることとする。</li> <li>本町ホームページにおいて、災害時避難場所、AED（自動体外式除細動器）設置場所、海拔表示板設置位置、コミュニティバスのバス停などのデータを公開中</li> </ul>  |   |
| 取組の方向性・内容  |   |
| <p>国や県の動向、近隣自治体の取り組みも参考に、本町が保有するデータのオープンデータ化を推進し、様々な主体が容易に活用でき、民間事業者による住民ニーズに即したサービスの創出を促す。また、公共データの公開と利活用により、住民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決、地域の活性化を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本町保有データのオープンデータ化の検討と、本町ホームページにおけるオープンデータの充実</li> <li>上記を実現するにあたり、データ活用を意識した業務フローへの見直し</li> <li>民間団体、NPO、民間企業、教育機関等との連携を通じた利活用の促進（アイデアソン、ハッカソン<sup>※</sup>等のイベントを通じた連携など）</li> </ul> <p><small>※プログラムの改良を意味する「ハック」と、「マラソン」を組み合わせた造語で、IT 技術者やシステム開発者などが、短期間にプログラムやサービスの開発を競うイベントのこと</small></p> |   |
| 成果目標・スケジュール  |   |
| <p>令和 3 年度：官民データ利活用推進計画として本計画を策定</p> <p>令和 4 年度：他自治体等の事例収集、実施施策及び実施スケジュールの検討<br/>公開データの準備、利用ルールの策定</p> <p>令和 5 年度：オープンデータの公開（推奨データセット（基本編）14 項目）<br/>有効な施策の順次実施</p> <p>令和 6 年度：オープンデータの充実、以降継続</p>   |   |

## (5) 住民参画型課題解決の枠組みの構築や地域課題の解決に資する先端的サービスの検討・導入

本項目については、「内灘町スーパーシティ構想」の取り組みとあわせて取り組むこととします。

### 取組の方向性・内容

自治体 DX による行政サービスの利便性向上に留まらず、より幅広い地域の DX 推進、住民目線での地域課題の解決を図る未来社会の実現にチャレンジする。

- 地域課題、住民ニーズ把握のためのワークショップ、タウンミーティング等の開催
- 地域課題の解決に資する先端的サービスの検討
- 国が実施する「スーパーシティ型国家戦略特別区域指定に関する公募」への参加
- 先端的サービスの導入に向けた事業実施体制の構築

### 成果目標・スケジュール

令和 3 年度：内灘町 DX 推進委員会の設置

内灘町 DX 推進本部の設置

内灘町スーパーシティ構想に関する連携事業者及び事業提案の募集、選定

令和 4 年度：住民とのワークショップ、タウンミーティングの開催

「スーパーシティ型国家戦略特別区域指定に関する公募」への参加

先行事業の検討、試行実施

令和 5 年度：データ連携基盤の整備と先端的サービスの企画検討

令和 6 年度：先端的サービスの実証、本格導入

令和 7 年度：順次事業開始、サービス導入

## 6. 全体ロードマップ

| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span style="font-weight: bold;">主要な取組のロードマップ</span> <span>※国の動向や本町の現状を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施</span> </div> |  |  |  |  |              |   |
|---|--|--|--|--|--------------|---|
| 取組項目  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度        | 主な成果目標等   |
| <b>1 自治体の情報システムの標準化・共通化</b><br><small>行政 住民 地域</small>  |  | 移行計画の策定<br>関連システムに係る検討   | 現行システム調査<br>標準システムとの比較<br>分析<br>次期システム運用検討                                       | 次期システムの構築・移行（バージョンアップ）<br>ガバメントクラウドへの移行に係る検討 |              | <b>目標時期：令和7年度</b><br>本町で対象となる基幹系15業務システムについて、標準仕様に準拠したシステムへ移行完了       |
| <b>2 マイナンバーカードの普及促進</b><br><small>行政 住民 地域</small>  | 未申請住民（75歳未満）へのQRコード付申請書発送<br>マイナポイント付与事業<br>申請サポート（窓口延長、臨時・出張申請窓口開設）<br>12月時点交付率：41.2% | 交付率目標：ほぼ100%   | 以降継続<br>国の施策等も踏まえ、必要に応じて新たな施策を追加実施<br>交付率目標：100%維持                               | 交付率目標：100%維持                                 | 交付率目標：100%維持 | <b>目標時期：令和4年度末</b><br>ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有している状態（ほぼ100%）              |
| <b>3 自治体の行政手続きのオンライン化</b><br><small>行政 住民 地域</small>  | 導入方式等の検討   | オンライン化・キャッシュレス化の仕組み導入  | サービス提供（27手続）<br>利用拡大に向けたデジタルデバйд対策の実施  | 対象手続きの順次拡大                                   |              | <b>目標時期：令和4年度末</b><br>市町村対象手続き（27手続）について、マイナポータルによるオンライン手続きが可能な状態     |
| <b>4 自治体のAI・RPAの利用推進</b><br><small>行政 住民 地域</small>   | RPA勉強会の実施<br>RPA・AI-OCRの試行導入<br>効果検証（1業務）  | 適用業務の拡大（全庁展開）、AIチャットボット等の新たな業務効率化・省力化ツール等の導入<br>RPA等の利用推進リーダーの育成、職員向け研修会による業務改善意識の醸成 |  |  |              | 複数部署・業務でのRPA等の適用による業務の効率化・省力化<br>令和4年度：2業務以上（累計）<br>令和5年度：4業務以上（累計）   |
| <b>5 テレワークの推進</b><br><small>行政 住民 地域</small>  |  | 検討体制の構築<br>課題・導入目的の整理<br>方式検討<br>無償トライアル利用   | テレワーク環境の試行<br>導入、検証<br>関連規定等の見直し   | テレワーク環境整備                                    | 本導入、活用推進     | テレワーク環境の整備、多様な働き方の実現<br>令和4年度：無償トライアル利用<br>令和5年度：試行導入・検証<br>令和6年度：本導入 |
| <b>6 セキュリティ対策の徹底</b><br><small>行政 住民 地域</small>   | 次期石川県情報セキュリティクラウド公開<br>次期セキュリティクラウドへの移行対応  | 次期石川県情報セキュリティクラウドの利用<br>情報セキュリティポリシーの改正検討<br>外部セキュリティ監査の実施、結果反映                      |  |  |              | セキュリティポリシーの適宜見直し<br>外部セキュリティ監査：年1回                                    |
| <b>7 地域社会のデジタル化</b><br><small>行政 住民 地域</small>  | 他自治体事例等の収集<br>実施施策・スケジュールの検討   | 中小企業向けセミナー開催   | 有効な施策の順次実施<br>（中小企業のDX支援、内灘町産業支援センターの施設充実、住民とのワークショップ等の企画開催、地域におけるキャッシュレス化の推進など） |  |              | 有効な施策の検討・実施<br>中小企業向けセミナー：年1回以上                                       |
| <b>8 デジタルデバйд対策</b><br><small>行政 住民 地域</small>  | 他自治体事例等の収集<br>実施施策・スケジュールの検討   | 高齢者向けスマートフォン教室の開催  | 有効な施策の順次実施<br>（子育て世代向けIT教室、親子プログラミング教室、窓口での各種電子申請サービス利用支援、高齢者をサポートするデジタル人材の育成など） |  |              | 有効な施策の検討・実施<br>スマートフォン教室：年4回以上  |
| <b>9 BPR（業務改革）の取り組みの徹底</b><br><small>行政 住民 地域</small>   | 行政手続きの押見直し   | 全職員向けBPR研修会の実施<br>RPA導入を契機とした積極的なBPRや業務標準化の検討、実施                                     |  |  |              | 全職員向け研修会：年1回以上  |
| <b>10 オープンデータの推進</b><br><small>行政 住民 地域</small>   | オープンデータの公開（4件）   | 他自治体事例等の収集、アイデアソン等の開催<br>公開データの準備、利用ルールの策定<br>推奨データセット（基本編）14項目の公開                   | オープンデータの充実と有効な施策の順次実施<br>（民間団体、NPO、民間企業、教育機関等との連携を通じた利活用の促進など）                   |  |              | オープンデータの充実<br>令和5年度：14件以上（累計）   |

図 6-1 主要な取り組みのスケジュール（ロードマップ）